

第21回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

○国際観光都市等の実現に資する都市再生を推進するため、都市計画法の特例を活用して、エンターテインメント施設、宿泊施設等を整備する3つのプロジェクトの手続きをワンストップ化・スピードアップ化

【歌舞伎町一丁目地区】

(株)東急レクリエーション、東京急行電鉄(株)

- 多様な大衆娯楽文化を世界に発信するステージとなる**劇場、ライブホール、映画館の複合エンターテインメント施設**の整備
- シネシティ広場と施設が一体となった、**まちなぎわいの中心**となる「**屋外劇場的都市空間**」の形成
- **グローバルツーリスト**の多様な滞在ニーズに対応する**宿泊施設**の整備



<屋外劇場的都市空間の形成イメージ>

【赤坂二丁目地区】

(森トラスト(株))

- 赤坂の地域資源である「江戸型山車」の修復・展示を行うほか、武家文化や侍などに興味を持つ訪日外国人のニーズを満たす**歴史・文化発信施設**(仮称)江戸ビジターセンター等の整備
- **国際水準の宿泊施設**等の整備
- 重層的な歩行者通路の整備と広域的な**電線類地中化による歩行者ネットワーク**の強化(祭礼時の山車巡行路の良好な景観形成)



<江戸型山車展示イメージ>

【南池袋二丁目C地区】

(南池袋二丁目C地区市街地再開発準備組合、住友不動産(株)、野村不動産(株)、UR都市機構)

- 池袋駅東口グリーン大通りから東通り商店街への拠点性を高める**まちなぎわいの形成と交流の創出**
- **子育て、高齢者支援施設**等、多様なニーズに対応した高質な**居住機能**の整備
- 隣接する豊島区新庁舎と連携した**保健所**の導入



<建物低層部イメージ>

国際ビジネス交流拠点の形成に資する都市再生の推進 ～品川駅北周辺地区の都市再生プロジェクトの追加～

- 国際競争力強化に資する特色ある都市機能を導入し、一体的なマネジメントによりまち全体で賑わい・交流を育む
- 国際交流の街の顔となる「品川新駅と街を一体的につなぐ歩行者広場」の整備
- 国際的な文化・ビジネス交流機能、外国人の多様なニーズにも対応する滞在・居住機能を備えた国際ビジネス交流拠点の整備

これまで32プロジェクト  33プロジェクトへ **全体で約14兆円の経済波及効果**
※33プロジェクト全体について直近データで再計算した数値

【事業主体】東日本旅客鉄道(株)

【区域計画認定の目途】平成30年度中

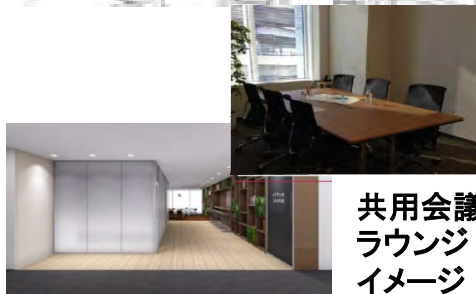


特区税制を活用した外国企業向け施設整備の促進

- 国外の優れた技術やアイデアを持ったスタートアップ企業の誘致には、その受け皿となる施設整備が必要
 ⇒設備投資減税により、共用のラウンジや貸会議室を備えた質の高いインキュベーションオフィスの整備を促進

【虎ノ門一丁目地区】 (森ビル株)

- (国家戦略特区:都市計画法特例PJ(H27.6認定))
 ○虎ノ門・赤坂・六本木エリアにて実施してきたビジネスマッチングや起業・成長支援などの取組をさらに拡充・発展
 ○スモールオフィスを約20室、コワーキングスペースを約700㎡を整備
 ○教育プログラムや、常駐ビジネスコンシェルジュの導入により、成長ステージに併せた支援に取り組む。



共用会議室・
ラウンジ
イメージ

【新橋四丁目地区】 (森ビル株) (大林新屋和不動産株)

- 外国人起業家の受け皿となるような小規模なオフィス区画や共用会議室を備えたインキュベーションオフィスの設置
 ○企業の事業拡大・経営管理を支援すべく、入居企業のビジネス支援をタイムリーに実施



「選択的介護」モデル事業について

1 背景

- 高齢化社会の進展に伴い、介護需要は増加の一途。一方で介護従事者の処遇改善や介護離職は、大きな課題
- こうした状況に適切に対応していくためには、新たな活路を見出すことが必要
- そのため、平成29年2月の区域会議で介護保険サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせた「選択的介護」モデル事業の実施を提案

2 東京都及び豊島区の取組状況

平成29年6月 選択的介護モデル事業に関する有識者会議を開催し、平成30年度モデル事業実施に向けた整理案の検討を開始

平成29年9月 諮問会議で国に対し、都と豊島区の整理案について、法令上の解釈（※）の明確化を要望

※ 現状、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合は、国通知により明確な区分が求められているが、明確な区分の方法が不明瞭であることから、様々な懸念が想定され、保険者も事業者も二の足

平成29年12月 モデル事業の実施にあたり、利用者保護の観点から「明確な区分」を担保するための方策を整理
(①自立支援を阻害しない適切なケアマネジメントの実施 ②プランに沿った適切なサービスの提供 ③利用者と家族の確実な理解)

平成30年4月 国家戦略特区WGにおいて、東京都及び豊島区が提案した平成30年度モデル事業案について、厚生労働省は、介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分する等のルールに照らし支障ない旨の見解

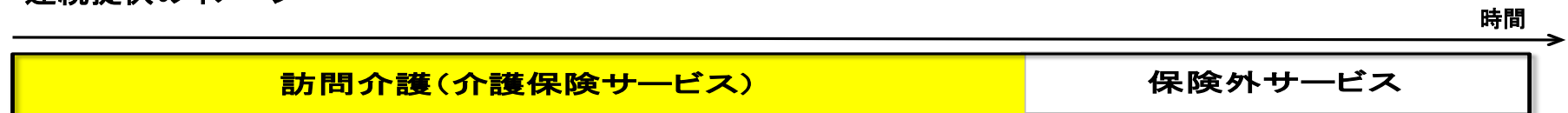
⇒ 特区制度の活用により、これまで不明瞭であった現行規定の取扱いを明確化

「選択的介護」モデル事業について

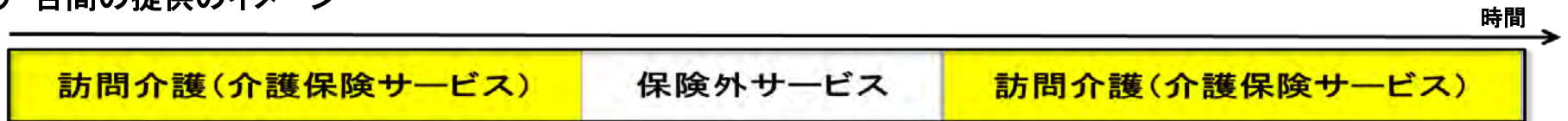
3 特区制度活用による成果

- 保険者も事業者も二の足を踏んでいた「指定訪問介護と保険外サービスの連続提供（合間の提供を含む）」のモデル事業による実施が可能に

- 連続提供のイメージ



- 合間の提供のイメージ



⇒ モデル事業を実施することで、高齢者及びその家族の多様なニーズへの柔軟な対応と、サービス提供事業者の運営効率の向上が期待

4 今後の展開

- 平成30年度モデル事業を実施し、効果や問題点を検証
- 平成31年度以降の新たなサービスメニューを検討
(例) 訪問介護の人員配置基準等の緩和、通所介護における保険外サービスの提供等

豊島区におけるモデル事業の概要

モデル事業の概要

- 平成30年8月より、豊島区内で選択的介護モデル事業を開始予定（6月には豊島区とモデル参加事業者との協定式を予定）

保険外サービス

居宅内のサービス



一人暮らしでも安心

居宅外のサービス



潤いのある毎日

見守りサービス



遠方の家族も安心



訪問介護（介護保険サービス）

